

物 件 調 査 書

物件番号 58

所在地		北海道小樽市幸3丁目5番1、同番10、同番11					
住居表示		北海道小樽市幸3丁目5街区					
現況地目 及び面積等		宅地	1,085.32 m ²			工作物	—
						立木竹	—
登記簿	地番	5番1	5番10	5番11			
	地目	宅地	宅地	宅地			
	数量	436.24m ²	287.69m ²	361.39m ²			
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路 の状況		東側 舗装市道 幅員約 8.0～13.0 m (法第42条第1項第1号道路)					
法令に基づく制限	建築基準法	市街化区域					
		用途地域	第一種低層住居専用地域				
		地域・地区					
		建ぺい率	40%				
		容積率	60%				
		高度制限	10m高度地区				
	防火指定	指定なし					
その他	・都市計画法第29条（開発行為の許可） ・宅地造成及び特定盛土等規制法 ・景観法 ・小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例 ・小樽市中高層建築物の建築に関する指導要綱						
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	無				
	公共下水道	接面道路配管	無			有	
	都市ガス	接面道路配管	無				
交通機関	バス	中央バス 『幸2丁目』 停留所まで徒歩6分					
公共施設	小樽市役所		小樽市立幸小学校		小樽市立長橋中学校		
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該物件は、『小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例』により定められた景観計画区域内に所在しています。詳細については、小樽市に照会願います。 ・当該物件は、『小樽市中高層建築物の建築に関する指導要綱』により、高さ10mを超える建築物については、建築計画の事前公開等の諸手続きが必要です。詳細については、小樽市に照会願います。 ・当該物件は、建築基準法第55条の規定により、建築物の高さの最高限度は10mを超えることができません。 ・当該物件の接道部北側には下水道管が敷設されていますが、当該物件は東側から西方向に下り傾斜となっているため、現状において接続は不可能です。下水道管の接続には盛土または下水専用のポンプ施設の設置が必要となり、その費用は自己負担となります。 ・当該物件は、東側から西方向に下り傾斜となっています。 ・当該物件の北東側境界点付近にアスファルト舗装があります。 ・当該物件の南東側境界点付近にコンクリート縁石及びコンクリート舗装があります。 ・当該物件内には、樹木があります。 						

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

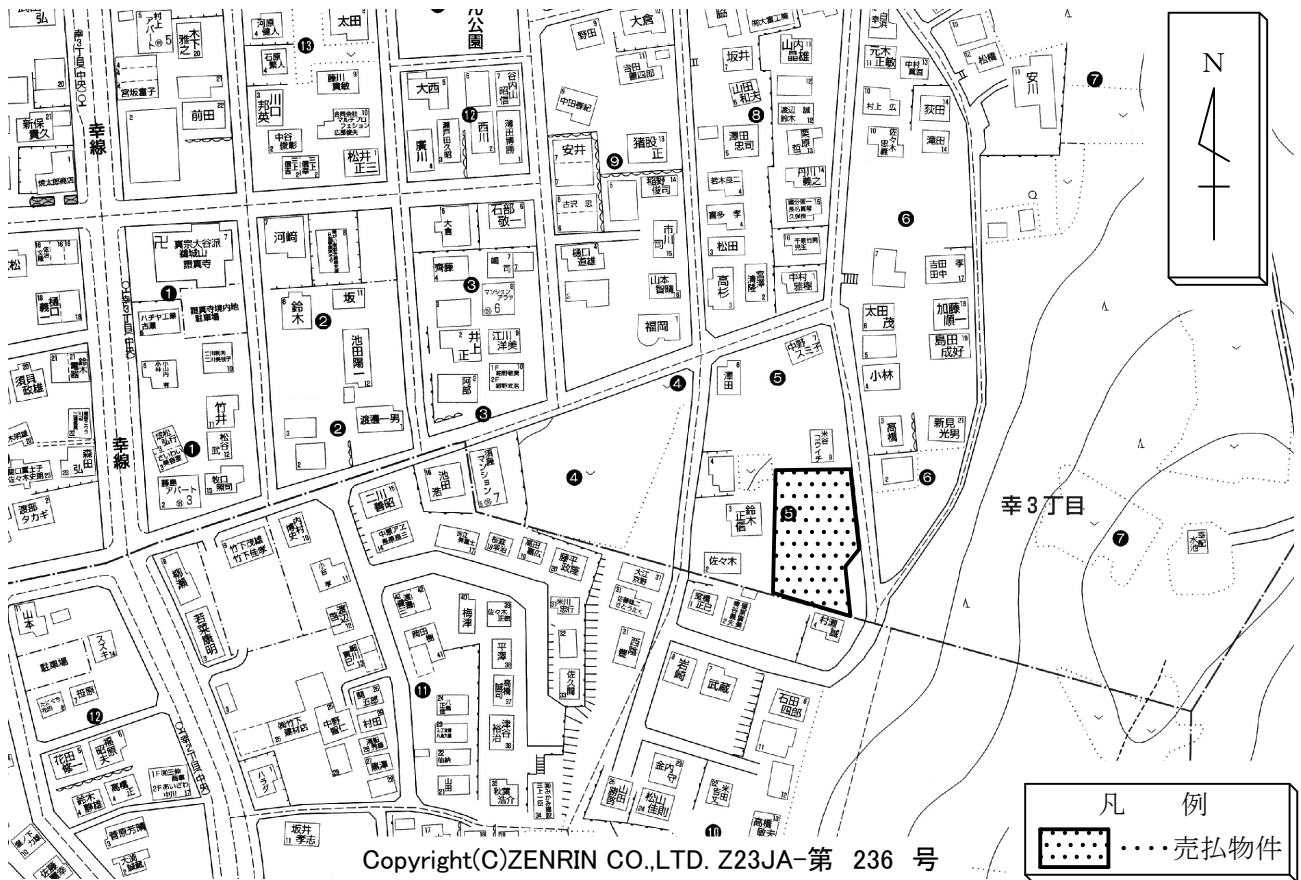
所在地

小樽市幸3丁目5番1、同番10、同番11

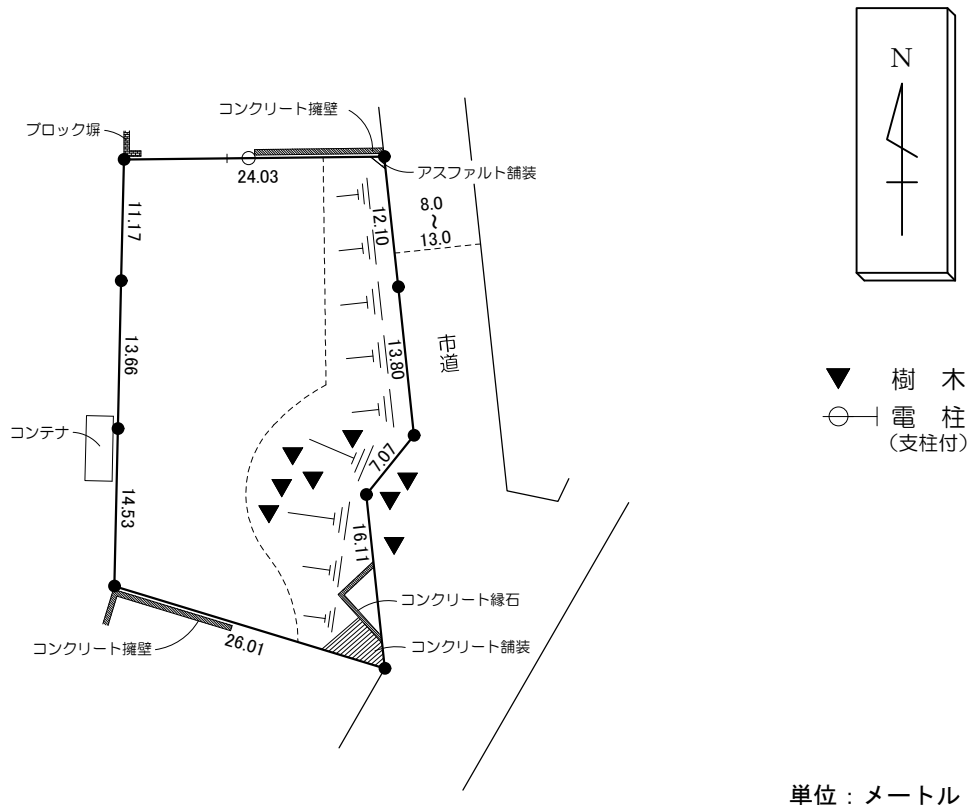
物件番号

58

案内図



概要図



※物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地の確認を行ってください。

物件番号	58
所在地	小樽市幸3丁目5番1、同番10、同番11

